

表5 推定結果2(SARによる推定)

	係数	t値	確率値
定数項	0.0882	0.7946	0.43
公園面積／町丁目面積	0.0206	6.218	0.00
ハローワークから500m圏	0.6919	3.1025	0.00
高齢者職業紹介所から500m圏	0.5264	2.5655	0.01
福祉事務所から500m圏	-1.0315	-4.3248	0.00
保健所から500m圏	0.8589	4.6168	0.00
区役所から500m圏	0.2532	1.168	0.24
コンビニ密度	0.4924	1.546	0.12
病院・診療所密度	-0.1687	-0.4626	0.64
スーパー密度	-0.5113	-1.3227	0.19
レストラン密度	-0.1251	-0.6401	0.52

注) データ数は1901。
 Log-likelihood は -8171。
 ρ は、0.1039

表6 SAR残差のMoran's I

Correlation = -0.05766
Variance = 1.606e-4
Std. Error = 0.01267
Normal statistic = -4.509
Normal p-value (2-sided) = 6.522e-6

表7 推定結果3(MAによる推定)

	係数	t値	確率値
定数項	0.1409	1.665	0.10
公園面積／町丁目面積	0.0216	6.1459	0.00
ハローワークから500m圏	1.1867	5.7725	0.00
高齢者職業紹介所から500m圏	0.6047	3.2498	0.00
福祉事務所から500m圏	-1.0941	-4.5086	0.00
保健所から500m圏	1.0956	5.8399	0.00
区役所から500m圏	0.0687	0.3237	0.75
コンビニ密度	0.591	1.7424	0.08
病院・診療所密度	-0.2517	-0.645	0.52
スーパー密度	-0.4244	-1.0206	0.31
レストラン密度	-0.0063	-0.0308	0.98

注) データ数は1901。
 Log-likelihood は -8267。
 ρ は、0.1072

表8 MA残差のMoran's I

Correlation = 0.0677
Variance = 1.606e-4
Std. Error = 0.01267
Normal statistic = 5.384
Normal p-value (2-sided) = 7.283e-8

表9 ウォーターフロントへの自主的な移転の規模

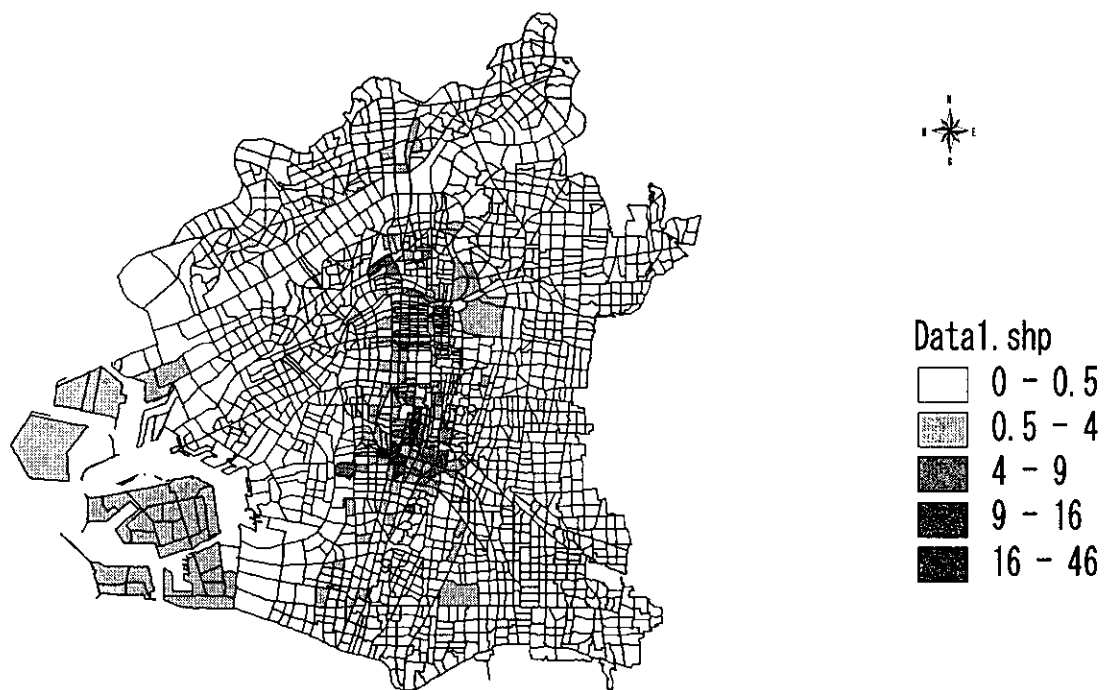
	SARによる予測	MAによる予測
北港エリア	1,585	2,185
南港エリア	1,070	1,449
合計	2,655	3,634

注)北港エリアは、北港一丁目、二丁目、北港白津一丁目、二丁目、三丁目、舞津を指す。南港エリアは、南港北、東、中央、南の全丁目を含む。

規模の予測は、これらの地域に対して、次の様な措置をした場合である。

- ①北港、南港にハローワーク、高齢者職業紹介所を新設。
- ②北港、南港に保健所の新設。
- ③コンビニ密度が大阪市平均程度になるような食料支援を行う。
- ④区役所の出張所を新設。
- ⑤北港の公園面積を現在より20%増やす。

図4 移転策後のホームレス密度の地域分布



アメリカの EITC(Earned Income Tax Credit)の歴史と現状

国立社会保障・人口問題研究所

阿部 彩

1. EITC とは

アメリカの稼得所得税控除 (Earned Income Tax Credit、以下 EITC) とは、低所得の勤労世帯を対象とする所得税控除制度である。その特徴は、1) 返還可能な税控除 (Refundable Tax Credit¹) であること、2) こどものある世帯を主な対象としていること²の2点であろう。筆者が、EITC に注目する理由は以下の通りである。第一に、EITC は、主に子どもをもつ世帯を対象にしており、少子化の問題を抱える日本にとって子どもをもつ世帯をどのように支援していくかについて示唆を与える材料となる。年金を主とする我が国の所得再分配制度においては、再分配を受ける世帯が高齢世帯に偏っており、子どもを育成する現役世代への再分配をより拡充する必要性について再検討することは重要課題であり、EITC の機能について学ぶことはその資料となるであろう。第二に、EITC は、子どもをもつ世帯への再分配の方法として税制にのっっていることがあげられる。アメリカにおいては子どもをもつ世代が主に便益を受ける税控除制度が充実しており³ (付録1)、その中でも EITC は貧困世帯にむけての再分配機能が高いことで重用視されている。返還可能な税控除制度は、実質的な現金給付制度であり、EITC が貧困対策と位置づけられていることを勘案すると、アメリカにおいては税制と社会保障制度の明確な境界線が存在しないと言える。日本においては、従来、税制と社会保障制度は別個のものとして扱われてきたが、このような福祉的な性格をもつ税制度の問題と利点を明らかにすることは、今後の日本の税制・社会保障制度に新たな視点を投げかけられると思われる。第三に、EITC は、勤労する低所得者を対象とする点で、「福祉依存」などの問題を伴わない貧困対策として注目するに値する。日本の生活保護制度の受給者は、基本的には就労能力のない人が多く、勤労する低所得層に対する所得再分配制度とはなっていない。このような制度は、イギリス(Working Families Credit)など他国でも導入されており、その成果と問題点を把握しておくことは今後の日本への適応可能性も含めて重要なことである。

このような観点から、本稿では、EITC の概観 (歴史、現状、運営上の利点と問題点) および EITC の影響と成果 (就労、貧困軽減、収入、消費、結婚、こどもの Well-being 等) についてアメリカの文献サーベイによる結果をまとめ、それらの結果を基に EITC の日本への適用可能性について述べる。

2. 歴史

EITC は、1975 年に実験的に導入され、その後 1978 年に正式に成立している。1975 年に EITC が導入された理由の一つは、低所得層における社会保障税 (Social Security Tax) の軽減であった

(Scholz 1996)。しかし、導入以後物価上昇に対するインデックシングがなされなかったため、EITC の実質的価値は減少し続けた。この問題は、1986 年の税制改革において是正され、EITC の大幅な引き上げが行われた。EITC は、1990 年においても、増税に対する低所得者対策として、さらに引き上

げられた。このように、1990年までの改革においては、EITCは、低所得層への税金および社会保障税を軽減するための再分配手段として位置づけられていた。しかし、1993年になって、クリントン政権によって、EITCが「Welfare to Work（福祉から就労へ）」政策の目玉として注目されるようになると、EITCはさらに拡充された。1994年には、こどものない世帯もその対象に加えられ、EITCは低所得の勤労者（Working Poor）対策⁴として重要視されるようになった。このように、EITCは、税制上の再分配をより累進的にするための一手段という位置づけから、勤労を奨励し福祉依存から脱却する具体的方法としてより福祉的な要素を含む制度へと変容していった。表1と表2に、EITCの歴史とその拡充の記歴を示す。

表1 EITCの歴史

1960-70年代	カテゴリカルな貧困対策でない制度として脚光をあびるが、成立に至らず
1975年	NITの代替案として浮上、実験的に導入される
1978年	正式に成立。先払い制度（Advance Payment Option）を導入
1986年	Indexingがされていなかったため価値が下がったEITCをもとの額に戻す
1990年	増税に伴い、低所得者への再分配手法としてEITCの引き上げられる
1993年	クリントン大統領が低所得勤労者対策と位置づけ、さらに拡充
1994年	こどものない世帯も対象となる

近年、連邦政府が行うEITC（Federal EITC、以下「連邦EITC」）をさらに補完するために、州政府が独自のEITC制度（State EITC、「州EITC」）を設ける州が多くなっている。2001年時点において、州EITCは22の州にて導入されている。これら州EITCは、連邦政府のEITCの1割から4割ほどを追加給付する仕組みになっていることが多いが、各州ごとにそれぞれ独自に対象者や給付内容を策定しており、EITCの効果を分析する上で非常に興味深い。本稿では、主に連邦EITCに焦点を向けるが、場合によっては州EITCにも言及する。

3. 現状

EITCのクレジット額は、フェーズ・イン・レート、フェーズ・アウト・レート、および最高クレジット額（maximum credit）の3つの要素によって決定される（図1 EITCスケジュール）。勤労所得が1ドルでもあれば受給することができ、その額は所得の上昇に伴いフェーズ・イン・レートをもって上昇し、最高クレジット額まで達する。クレジット額はその後ある勤労所得まで一定であり、その後徐々にフェーズ・アウトされる。このため、所得制限を越えると給付が一気にゼロまで減額されるといったような高い限界効果がないように設計されている。フェーズ・イン・レート、フェーズ・アウト・レートおよび最高クレジット額は、「該当する子供」の数が、0人、1人、2人以上かによって変化する。こどもが0人の世帯は、1994年にEITCの対象に加えられた。「該当する子供」とは、19歳（学生の場合は24歳）以下の子供で、扶養条件と居住条件⁵が課せられる。離婚・再婚世帯が多いアメリカでは、「該当する子供」の定義が複雑であり、これがしばしば混乱の原因となっている。

また、EITCは、世帯ごとに給付されるのではなく、納税者単位で給付されることも留意しなければならない。EITCを申請することができる納税者は、所得制限はもちろんのこと、その他にも非勤労所得要件⁶、最多所得者要件⁷等の条件を満たさなければならない。EITCによって返還されるクレジットがある場合、その給付は一括支給（通常）または月々の分割支給（Advance Payment Option）で受け取ることができる。しかし、殆ど（98%）は、Advance Payment Option を利用していない（Romich & Weisner 2001）。

2000年度においてEITCの受給者数は、推計1,8500万世帯とされる⁸。これを他の低所得者制度と比べてみると、TANF受給者627万人（1999年12月）、SSI（Supplemental Social Insurance）、660万人（19xx年）と、EITC受給者がTANF、SSI受給者の3倍近く多い。給付総額をみると、EITCは300億ドル（2000年、うち実際に返還された額は261億ドル）⁹、TANFは226億ドル（1999年）¹⁰、SSIは300億ドル（2000年）¹¹となっており、ほぼ同額である。EITCの世帯あたり平均クレジット額は、1,567ドル（2000年推計¹²）であった。人数・金額ともに、EITCは、TANF、SSIに並ぶアメリカの低所得者政策の3大柱と言える。こどものいる世帯への所得移転制度としては、特に低所得層においてEITCの果たす役割は大きい。アメリカにおいては、児童手当など普遍的にこどもをもつ世帯全てを対象とする制度はなく、TANFにしても主に母子世帯を対象としている。そのため、こどもを持つ世帯にとっては扶養控除、Child Tax Credit、EITCなどの税制措置が大きな役割を果たしている（表3 アメリカにおける子供にかかわる税制措置）。図2は、こどもに関わる税制措置による便益とMarginal Tax Rateを所得別に図にしたものである（Ellwood & Liebman, 2000）。これをみると、低所得層においてはEITCが、高所得層においては扶養控除が、大きな便益を与えていることがわかる。

さらに、EITCの受益者の74%が、税制上の世帯タイプとして「Head of Household(HH)¹³」か「独身者(Single)」であることは忘れてはならない¹⁴。これらの殆どが母子世帯だと考えられるため、EITCは、TANFと並ぶ母子世帯への所得支援の2大柱といえよう。

4. EITCの制度上の利点と欠点

本節では、EITCの制度上の利点と欠点としてあげられているものを紹介する。まず、利点としてあげられるのが、その参加率（補足率）が高いことである（表4 EITC参加率）。White(2001)の推計によると、EITCの対象者は、その75%が補足されている¹⁵。これは、EITCが、殆どの納税者が提出しなければならないTax Return制度¹⁶にのっとりた制度であるため、対象者が自ら自分を対象と認識しやすい制度であるからであろう¹⁷。また、EITCは、管理者からも、受給者側からもコストが低い点が他の制度と異なる利点である。管理者側から言及すると、EITCの管理はInternal Revenue Service(IRS)が行っており、IRS全体の管理費は\$8billionドルである。これは、税金業務すべてを担うIRS管理費なので、これを、フードスタンプの管理費が\$3.7b、AFDCが\$3.5bと比べると、いかに低いコストでEITCが管理されているかがわかる。一方、受給者側からしても、EITC申請のためには、Tax Return時に書類を一枚余計に書くだけであり、しかも、他の税返還と同じ扱いであるのでこれを受給することによるスティグマは全く生じない。

しかし、逆に言えば、これらは欠点ともなる要素を含んでいる。まず、EITCの申請が自己申請であ

り、かつ、それを審査する IRS は福祉のプロでもなければ、どの子が誰の該当子となるのか等の複雑な EITC の要件をチェックする体制もない。そのため、EITC の不正受給は深刻な問題となっている。GAO (2001 年) の推計によると、1997 年における給付額 \$30.3 billion のうち \$9.3 billion (約 30.7%) が不正受給であった¹⁸。1995 年には、不正受給率は 25.8% であり、上昇傾向である。これら不正受給は、納税者が単なる「間違い」で申請したものの、それを IRS がチェックすることができなかったものも多い。不正の多くは、該当子 (qualifying child) の定義の間違いであり、これは離婚・再婚した場合や、三世代世帯の場合などにおいて該当子の定義が非常に複雑なことにも起因している。この問題に対して、IRS は、EITC 申請の際に子どもの社会保障番号 (Social Security Number) の提示を求めるなどの対策を取り始めている。

5. EITC の効果・影響 (表 5 EITC についての近年の主な研究)

1) 就労

EITC について、一番多く分析されているのが就労に対する影響である。これは、AFDC/TANF が、受給者である子供をもつ単身女性の「福祉依存」を助長し就労意欲を妨げるという批判されるのに対し¹⁹、EITC は、特に低所得の勤労者に就労のインセンティブを与えるとして注目されるようになったからである。

EITC の拡大と並行して、AFDC/TANF とフードスタンプの受給者は 1994 年をピークに急激に減少した (Ellwood & Blank 2001)。また、同時期に、母子世帯における母親の就労率が増加していることも確かである (Meyer & Rosenbaum 1999, Eissa & Liebman 1996)。しかし、この時期はアメリカが稀にみる長期の好景気が続いた時期であり、また、AFDC/TANF など他の福祉改革が同時に行われた時期でもあるため、これらのトレンドが EITC の拡充によるものか他の要因によるものか疑問の声も多かった。

近年になって、EITC の就労に対する影響を分析する実証研究が多く発表された (Eissa & Liebman 1996, Meyer & Rosenbaum 1999, Ellwood 1999, Eissa & Hoynes 1999 等)。これらの多くは、分析の対象を子供のある単身女性に限っており、例えば、Eissa & Liebman (1996) は、1985 年～91 年の Current Population Survey (CPS) を用いて、子供のある単身女性と子供のない単身女性の違いに注目する Difference in Difference Approach を利用した推計を行っている。彼らによると、1986 年の EITC 額の引き上げによって、こどものある単身女性の就労率が 2.8% 上昇した。同じく Meyer & Rosenbaum (1999) も、子供のある単身女性と子供のない単身女性の違いを用いて、EITC の拡大が 1984 年から 1996 年にかけての子供のある単身女性の就労増加の 63% に寄与していると結論づけている。Ellwood (1999) は、第 4 四分位の女性と第 1 四分位の女性を比較し、母子世帯の母親の就労増加の 30% が EITC によるものとしている。

しかし、分析対象をひろげて共働き世帯における EITC の就労率および就労時間に対する影響を分析した研究においては、EITC は第 2 勤労者 (主に女性) の就労時間に対して負の影響があるとする結果が出ている (Scholz 1996, Eissa & Hoynes 1999, Ellwood 1999 等)。Hotz & Scholz (2001) は、EITC の就労時間に対する影響を図 3 のようにモデル化しており、EITC が Budget Constraint に Kink を生

じさせ、その結果として個人が **Budget Constraint** のどの位置にいるのかによって、**Effective Wage Rate** が変わることを指摘している。個人が **Budget Constraint** のフェーズ・イン部分 (ab) にいる場合は、**EITC** は就労時間に正に影響するが、フェーズ・アウト部分の個人には、**EITC** ない時よりも **Effective Wage Rate** を下げることとなり就労時間に負の影響を与える。また、フラット部分とフェーズ・アウト部分の個人には所得が上がることによる **Income Effect** も生じ、これが就労時間に正に働くか負に働くかは定かでない。

フェーズ・アウト部分の高い **Marginal Tax Rate** の問題は、他の制度のフェーズ・アウトが重なることさらに重大な問題となる (Ellwood & Blank 2001)。Ellwood & Blank (2001)によると、所得税の課税、フードスタンプ給付の減少などを勘案すると、多くの低所得労働者が、50%にもなる **Marginal Tax Rate** に面していると指摘している²⁰。

これらの研究の結果をまとめると、**EITC** は、全く働いていない人には就労インセンティブとなるが、既に働いている人や共働きの片方には労働時間を調整するインセンティブとして働くという結果が出ている。また、夫婦でジョイント・リターン²¹ (Joint Returns) をする場合には、一方が就労しない (就労を調整する) インセンティブが働く可能性が示唆される。

このように、**EITC** の就労促進への影響は、その対象者によって多大に異なる。**EITC** に似たイギリスの **Working Families Tax Credit** についての実証研究においても、イギリスにおいては二親世帯で両親ともに失業している世帯が受給者の 50%を占め、他の施策との関連もあり、その就労への影響は小さいと分析されている (Blundell & Hoynes 2001)。

2) 収入・貧困削減・消費

次に、**EITC** の所得に対する影響についての文献を紹介する。**EITC** が就労率 (特に母子世帯の母親) を高める効果があることは前述のとおりであるが、それでは、**EITC** はその受給者の経済状況を改善するのに役立っているのでしょうか。また、**EITC** は社会全体からみた貧困軽減に一役かっているのだろうか。表6は、**EITC** の受給者を所得階級別にみたものである(2000年、US House of Representatives 2001)。これによると受益者の60%、給付総額の62%が所得が20,000ドル以下の世帯に給付されている。また、受益者の74%、給付総額の72%は「HHまたは独身者」に給付されており、給付額の98%が子供のある世帯への給付であることも加えると、これらの殆どが経済基盤の弱い母子世帯・父子世帯への給付と考えられる。Council of Economic Advisors²²(1998,2000,2001)は、**EITC** が410万人 (うち18歳以下の子供は230万人, 1999年) を貧困から脱却させたとし、**EITC** を「最も成功した貧困撲滅と就労促進のプログラムの一つ」²³と謳っている。また、Scholz(1996)は、**EITC** 給付の3分の2は、賃金が全被用者の下25%の低賃金労働者、95%は賃金が中間値以下の低賃金労働者を対象であるとしている。

しかし、これらの数値は **EITC** がいかに低所得層によく「Target」しているかを示していても、低所得層の中でどれくらいの割合の人が **EITC** によって貧困から脱却したかを表しているものではない。アメリカの1999年の貧困子ども数 (18歳以下の子供) は1,211万人 (総貧困数は3,226万人)²⁴であるので、これを上記の Council of Economic Advisors(2001)の数値と合わせてみると、**EITC** が貧困脱

却させたのは全貧困子ども数の 19% (総人数では 13%) となり、決して高い数値ではない。EITC の補足率が 75% と高いにもかかわらず、EITC によって貧困から脱却する貧困者の割合が低いのは、EITC が貧困の「cure for all (万能薬)」とはなりえないことを示唆しており、他の貧困対策制度と補完し合いながら実施されるべきであることを示している。

それでは、実際に EITC の給付を受けている世帯においては、収入があがり経済状況が改善されたのであろうか。上記の Council of Economic Advisers(1998,2000,2001)の数値は、EITC がある場合とない場合を比較しているが、実際には就労することによって TANF など他の給付が受けられなくなる可能性がある。EITC の給付額自体は、他の連邦政府プログラムの所得制限に含まれないので、勤労収入と EITC 給付の合計は以前の所得 (福祉を含む) を下回ることはないと考えられるが、実際はどのようなのであろう。Grogger (2001)は、この疑問に対し CPS の複数年次のデータを用いて実証研究を行っている。Grogger (2001) の分析によると、EITC は、母子世帯において以前の勤労収入がゼロであった世帯には、勤労収入に対してプラスの効果があり、特に末子の年齢が高いほどこの影響は強い。しかし、世帯への収入には影響が認められない。Grogger (2001) は、この理由として、EITC 受給額がデータの収入の中に換算されていない可能性を指摘しているが、その指摘が正しいとしても、EITC 受給前と後の収入の変化は EITC の受給額のみであり、母子世帯において TANF 受給から卒業し EITC を伴う就労についてした場合においても、勤労から得られる収入は、TANF 給付額とあまり変わらず、収入の上昇が認められるとすれば、それは国からによる EITC 給付のみであるということである。

また、Newmark & Wascher (2000) は、CPS の複数年次の世帯をマッチし、パネル・データを作成し、2時点における貧困脱却のモデルの推計を試みている。彼らによると、子どもがいる世帯において、ある年から違う年にかけて貧困から脱却する確立 (税前勤労所得ベース) は、EITC のフェーズ・イン率の変化率に正に影響されるが、その影響は年 1 に勤労者数=0 であった世帯の就労率を増やすことからの影響のみである。また、貧困線より少し上の世帯が貧困に陥る可能性は、EITC に影響されない。

これらの分析に現物給付を加えると、EITC による世帯の経済状況への影響はさらに不明確となる。Ellwood & Blank (2001)は、フードスタンプやメディケイドの受給資格は、AFDC/TANF の受給資格に連携しているわけではないのに、AFDC/TANF の元受給者の間においてこれらの受給率がきわめて低いことを指摘している²⁵。現物給付を含めた貧困世帯の経済状況を考慮すると、TANF から EITC に「卒業」した世帯の経済状況が向上したかどうかは不明である。この問題は、後に貧困世帯の子供を対象とする医療保健プログラムの導入などを促す理由となった²⁶。

換言すると、EITC は、就労者がいない世帯においては就労インセンティブを高めることにより勤労収入を増加させる影響があるが、母子世帯においては、これは TANF 給付等が勤労収入に代替されただけであり実質的な収入増加は Subsidy である EITC の給付のみである可能性が高い。

3) 消費

EITC は、通常、年に一度行う確定申告 (Tax Return) の際に一括して支払われるが、先払いオプション (Advance Payment Option) をとると年度末に支払われるであろう EITC 受給額を月ごとに給与に上乗せして先払いを受けることができる。しかし、EITC の受給者の 98% は分割給付を選択しておらず、一括給付を受けている (Romich & Weisner 2001)。このため、EITC の消費パターンは、毎月給付される TANF・フードスタンプ等と違う消費パターンとなることが想像される。

Barrow & McGranahan (2000) は、この特性に着目し、月毎の消費データを用いて、EITC 受給者は非受給者に比べ、EITC の支払われる月に耐久財に 5% 多く消費、それ以外の月は 4% 少なく消費すると分析している。Ramich & Weisner (2001) が行った定性的調査においても、受給者は EITC の一括収入を通常の収入と異なる収入として分けており ("Mental account")、耐久財を購入したり外食をしたりする傾向があるとしている。EITC が耐久財により多く使われるとしても、耐久財がどのような目的で使われるものなのかが不明なため、この分析からは EITC の消費パターンが EITC 受給世帯のウェルフェアの向上に役立っているかはわからない。EITC の殆どがこどものいる世帯に給付されることを考慮すると、EITC の給付がこどものための消費にどう影響するのかの分析は今後注目したい研究である。

4) 結婚と出産

EITC は、結婚や出産など人口学的な諸行動にはどのような影響を与えるのであろうか。EITC が、結婚に対するペナルティ (marriage penalty) を与えるという指摘は多くの研究者によってなされている (Ellwood & Blank 2001, Scott, Edin, London & Mazelis 2001 ほか)。一般的に、カップル間の所得差が小さい場合には EITC (他の税制も) は結婚のディスインセンティブ (marriage penalty) を与え、所得差が大きい場合にはインセンティブを与える。例えば、所得のない母親が低所得の男性と結婚した場合、母親は TANF の受給権を失うが、EITC の受給を受けることができる (marriage reward)。しかし、低所得の母親が低所得の男性と結婚した場合、母親は EITC も TANF も失うこととなる (marriage penalty)。

また、EITC の給付はこどもの数が多いほど高い (2人以上は同じ) ことから、EITC が出産を奨励するインセンティブを与えるとの指摘もなされている。同様の指摘は、AFTC/TANF やフードスタンプについて多くなされ、いくつかの実証研究がなされてきた (Haaga & Moffitt, 1998²⁷) が、EITC による出産・結婚への影響についての実証分析は筆者に知る限りなされていない。

5) こどものウェル・ビーイング (Well-Being)

最後に、EITC のこどものウェル・ビーイングに対する効果はいかかなものであろうか。EITC の最終的な目的は、こどものいる世帯の経済状況を改善し、福祉依存の世帯を自立させ、こどもが育つためのよりよい家庭環境を支援することである。特に、長期的にみて、「福祉の連鎖」からの脱却のために、EITC、また他のこどもに対する施策はどのような役割を果たすのであろうか。

この問題に関して、Currie (1996) は文献サーベイを行っており、その結果を表 7 に示す。Currie

(1996) は、長期的に受給世帯の子どもをフォローするデータが少ないため実証研究は少ないが、初期的な印象では現金給付 (EITC、AFDC) よりも、子どもに直接届く現物給付 (フードスタンプ、メディケイド、WIC、給食プログラム、ヘッドスタート等) のほうが子どもの Well-Being に影響しているとされている。これをさらに解明するためには、世帯の中でのリソースの分配、先にあげた、消費パターンと子どものウェル・ビーイングの関係などの分析を深める必要がある。

6. 日本への適用可能性

それでは、これらの文献サーベイの結果から、EITC の日本への適用可能性を考えてみたい。EITC において最も効果的であるのは、TANF 受給者などの福祉依存的状況にある世帯 (アメリカにおいては、特に母子世帯) に対する就労への影響であるといえる。日本において、これに相当する世帯とは、生活保護による被保護世帯と児童扶養手当を受給している母子世帯であろう。また、EITC の対象者として影響があるとみられるのは、子供をもつ二親世帯である。そこで、この3つの世帯タイプについて、それぞれ EITC を導入した際の影響を論じる。

(1) 母子世帯

まず、日本の母子世帯がアメリカの母子世帯と大きく違う点は、就労率が非常に高いことであろう。表8は、しんぐるまざあず・ふぉーらむ(2002)『暮らしの中の「児童扶養手当」緊急アンケート調査報告』、厚生労働省『平成8年所得再分配調査』、厚生労働省(2001)『平成10年度全国母子世帯等調査結果』から、母子世帯の母親の就労率を示したものである。

表8 母子世帯の就労率

調査名	就労率
しんぐるまざあず・ふぉーらむ	86% ²⁸
平成8年所得再分配調査*	85% ²⁹
平成10年度全国母子世帯等調査	84.9%

*筆者が個票から計算。

上記にあげた実証研究によると、アメリカにおける EITC の就労促進効果は、働いていない単身母親に限られているものである。単身母親の就労率が既に高い日本においてはこの効果は期待できない。逆に、勤労収入があがることにより就労時間抑制の可能性も指摘できる。現状では、働いている単身母親のうち多くはパート³⁰となっており、しんぐるまざあず・ふぉーらむが行った調査(2002)によると「仕事を継続していく上で困っていることがありますか」との問いには、41%が「収入が増えない」、36%が「時間的問題」と答えている。また、『平成10年全国母子世帯等調査』によると、母子世帯になった時に不就業だった母のうち、79%が調査時点で就業している。これらを勘案すると、母子世帯において社会保障給付や養育費などのみで生活することは難しく、むしろ日本の単身母親は保育・就労形態などの状況が改善されれば就労時間を増やすことを望んでいる様子がかいまみれる。

それでは、EITC の導入によって母子世帯の収入増加・貧困軽減は望めるのであろうか。アメリカに

おける実証研究においては、1人も勤労者がいない世帯において勤労インセンティブを高めることによる収入増加効果は認められているが、勤労者がいる世帯においては効果が認められなかった。これは、もともと福祉給付のみで生活していた世帯が勤労することにより福祉給付を失ってしまうことにも起因している。日本においても勤労所得（+EITC 給付）が児童扶養手当の所得制限を越えれば児童扶養手当の受給権を失うこととなる。これらの世帯にとって、EITC の導入が所得の向上となるのかどうかは、EITC 給付額と児童扶養手当額の大小と母親の就労行動への影響によって左右され、一概には結論づけられない。

一方、『平成8年所得再分配調査』の個票によると、児童手当、児童扶養手当等何らかの児童関連社会保障給付を受けている世帯は、母子世帯の52%に留まっている（平均受給額=48万円）³¹。

（2）生活保護世帯

次に、生活保護世帯における EITC の適用性を考慮してみたい。現行の生活保護法においては、被保護世帯が就労した場合、その分の生活保護費が減額されるため、実質的な **Marginal Tax Rate** が100%となっている。EITC は、勤労に応じて収入が増えるように設計されているため、被保護世帯の就労インセンティブを高めることとなる。しかし、被保護世帯の現状を見てみると、就労インセンティブが高まっても就労に結びつきにくい世帯が多いことがわかる。被保護世帯のうちわけをみると、高齢者世帯が44.9%、傷病・障害者世帯がそれぞれ29.5%、10.1%であり、被保護世帯の84.5%を占める（母子世帯8.3%、その他世帯7.1%）（平成11年、生活保護の動向編集委員会2001）。被保護世帯のうち稼働世帯は12.0%に過ぎず、ほとんどは不稼働世帯である。就労率を世帯別にみても、大多数である高齢者世帯では2.9%、傷病・障害者世帯では4.5%と非常に低く、母子世帯で50.7%、その他世帯では34.1%であった（Ibid.）。生活保護法には、「保護の補足性」といわれる原則があり、生活に困窮する者は、保護を受ける前に「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」としている（生活保護法第4条）。この補足性が厳格に適用されているのであれば、被保護世帯の中で自ら望めば就労することができる（または就労時間を増やすことができる）ものはいないはずである。そのため、EITC の被保護世帯における就労促進は期待できない。

一方、稼働被保護世帯については、EITC の導入によって現行の制度における高いMTRを修正し、現在生活保護で行っている機能の一部を EITC によって補うことができるであろう。生活保護は、受給者側においてもスティグマなど受給に伴う心理的コストが生じ、行政側においてもケースワークなどの高い管理費がかかることを考慮すると、稼働している被保護世帯における生活保護機能の一部を EITC に委ねることは受給者・行政側の両側において便益をもたらすとも考えられる。

これと関連して、EITC の導入によって考えられるもう1つの便益は、最低生活費以下の所得水準でありながら生活保護をうけていない世帯への便益である。EITC は、補足率が高いことがアメリカにおいても大きく評価されており、様々な要件があり、心理的コストも高い生活保護制度にかわる低所得者政策として検討する意義はあると思われる。

(3) 子供をもつ二親世帯

最後に、子供をもつ二親世帯については、どうであろうか。アメリカの実証研究では、EITC が世帯の中の第二勤労者の就労（時間）に負に影響することが報告された。日本においても、共働き世帯において、このような影響があることは十分に予期される。日本の税制や社会保障制度の様々な措置によって、妻が就労調整をしていることは多くの研究で指摘されており、EITC の導入は、この複雑な Budget Line をさらに複雑にすることとなろう。このような状況の中で、EITC を導入することによる就労への影響を予測することは、困難である。

しかし、上記にもあげたように、低所得層への所得移転制度という位置づけにおいては、生活保護制度よりも柔軟かつアクセシビリティの高い制度となる可能性があることは特記するべきであろう。

7. まとめ

本稿においては、アメリカの Earned Income Tax Credit の実績と成果について、主にアメリカの実証研究による結果をサーベイし、その日本への適用可能性を検討した。

EITC は、勤労者がいない母子世帯においては大幅にその就労率を高める効果が多くの実証研究で検証された。一方で、共働き世帯の第二勤労者は既に働いている母子世帯においては、就労率（時間）に対して若干の負の影響が検証された。また、EITC は高い補足率を誇り、EITC を受給した世帯においては貧困削減の効果も認められる。しかし、福祉から就労へ移行した世帯において、その経済状況が改善されたかどうかの分析においては、必ずしもそうであるとは限らないという結果が出ている。忘れてならないのは、EITC の拡充は就労に対する大きなインセンティブであることは確かであるが、EITC の拡充と同時に福祉政策の改革も行われており、これらは福祉から脱却する大きなプレッシャーとなっていたということである。

EITC の日本への適用可能性については、日本の母子世帯の高い就労率と生活保護の被保護世帯における就労可能性の低さを考慮すると、EITC の就労促進効果は期待できない。また、その効果の方向性について予測することも、詳細な実証研究を必要とする。しかし、低所得層への所得移転制度としての可能性は十分に検討に値すると思われる。

参考文献：

- Blundell, R. & H.Hoynes (2001) "Has "In-Work" Benefits Reform Helped the Labour Market?," NBER Working Paper 8546.
- Council of Economic Advisers (1998) "Good News for Low Income Families: Expansions in the Earned Income Tax Credit and the Minimum Wage," an Council of Economic Advisers White Paper (<http://clinton4.nara.gov/media/pdf/eitc.pdf>).
- Council of Economic Advisers (2000,2001,2002) *Economic Report of the President 2000, 2001, 2002* (<http://w3.access.gpo.gov/eop>).
- Eissa, Nada & J.B. Liebman (1996) "Labor Supply Responses to the Earned Income Tax Credit," *Quarterly Journal of Economics*, May 1996, 605-637.
- Ellwood, D. & R.Blank (2001) "The Clinton Legacy for America's Poor," JFKennedy School of Government, Harvard University, Faculty Research Working Paper Series (RWP01-028), July 2001.
- Ellwood, D. & J. Liebman (2000) "The Middle Class Parent Penalty: Child Benefits in the U.S. Tax Code,"

- NBER Working Paper 8031.
- General Accounting Office (2001) "Federal Taxes: Information on Payroll Taxes and Earned Income Tax Credit Noncompliance," Statement of Michael Brostek, Director, Tax Issues, GAO-01-487T.
- Gentry, W.M. & A. P. Hagy (1995) "The Distributional Effects of the Tax Treatment of Child Care Expenses," NBER Working Paper 5088.
- Greenstein, R., & I. Shapiro (1998) *New Findings on the Effects of the EITC*. Washington D.C.: Center on Budget and Policy Priorities.
- Grogger, J. (2001) "The Effects of Time Limits and Other Policy Changes on Welfare Use, Work, and Income among Female-Headed Families," NBER Working Paper 8153.
- Haaga, J. & R. Moffitt (1998) *Welfare, the Family, and Reproductive Behavior: Report of a Meeting*, National Research Council, Committee on Population Board on Children, Youth, and Families.
- Hotz, V.J. & J.K. Scholz (2001) "The Earned Income Tax Credit," NBER Working Paper 8078.
- Hotz, V.J., C.Mullin & J.K.Scholz (2001) "The Earned Income Tax Credit and Labor Market Participation of Families on Welfare," NBER Summer Institute, Boston, 2001.
- Meyer, B.D. & D. Rosenbaum (1999) "Welfare, the Earned Income Tax Credit, and the Labor Supply of Single Mothers," NBER Working Paper 7363.
- Nadel, Mark (2001) "Welfare Reform: Child Support an Uncertain Income Supplement for Families Leaving Welfare," Report to the Chairman, Subcommittee on Human Resources, Committee on Ways and Means, House of Representatives, GAO/HEHS-98-168.
- Neumark, D. & W. Wascher (2000) "Using the EITC to Help Poor Families: New Evidence and a Comparison with the Minimum Wage," NBER Working Paper 7599.
- Rornich, J. & T.Weisner (2001) "How Families View and Use Lump-sum Payments from the Earned Income Tax Credit," in Duncan & Chase-Landsdale (eds.) *For Better and For Worse: Welfare Reform and the Well-Being of Children and Families*, Russell Sage Foundation, New York.
- Scholz, J.K. (1996) "In-Work Benefits in the United States: The Earned Income Tax Credit," *The Economic Journal*, Vol.106, Issue 434 (Jan. 1996), 156-169.
- Scott, E.K., K.Edin, A. London, & J.M.Mazelis (2001) "My Children Come First: Welfare-Reliant Women's Post-TANF Views of Work Family Trade-Offs and Marriage," in Duncan & Chase-Landsdale (eds.) *For Better and For Worse: Welfare Reform and the Well-Being of Children and Families*, Russell Sage Foundation, New York.
- Triest, Robert K. (1990) "The efficiency cost of increased progressivity.' In *Tax Progressivity and Income Inequality* (ed. Joel Slemrod), pp.137-69. Cambridge : Cambridge University Press.
- U.S. Census Bureau (2000) *Poverty in the United States 2000*, US Census Bureau, Washington D.C.. (<http://www.census.gov/hhes/www/poverty00.html>).
- U.S. Department of Health and Human Services (2000) *Third Annual Report to Congress*, (<http://www.acf.dhhs.gov/programs/opre/annual3execsum.htm>).
- U.S. House of Representatives, *Green Book, Background Material and Data on Programs within the Jurisdiction of the Committee on Ways and Means*. Washington: GPO, 2000.
- U.S. Social Security Administration (2001) *SSI Annual Statistical Report 2000*.
- White, James (2001) "Earned Income Tax Credit Eligibility and Participation," A letter to The Honorable William J. Coyne, Ranking Minority Member, Subcommittee on Oversight, Committee on Ways and Means, House of Representatives dated December 14, 2001, GAO-02-290R Earned Income Tax Credit Participation, GAO.
- 厚生労働省大臣官房政策課調査質『平成8年所得再分配調査』.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局(2001)『平成10年度全国母子世帯等調査結果の概要(平成10年11月1日現在)』.
- しんぐるまざあず・ふぉーらむ(2002)『暮らしの中の「児童扶養手当」緊急アンケート調査報告』
<http://www7.big.or.jp/~single-m/abunaijifute/anke-to1.htm>.
- 生活保護の動向編集委員会(2001)『平成13年度版生活保護の動向』中央法規出版.

¹ 「Refundable Tax Credit」とは、その納税者の所得税が EITC 額より低い場合は、その差額が納税者へ返還さ

れる制度である。アメリカにおける他の Refundable Tax Credit としては、1997 年制定 2001 年度より導入された Child Tax Credit がある。

² EITC は、設立当時からこどものある世帯のみを対象としていたが、1994 年にこどものない世帯もその対象に加えられた。しかし、こどものない世帯への最高 EITC 額は、こどものある世帯のそれに比べ少ない。

³ アメリカでは 1997 年の税制改革において税制におけるこどもに関する控除制度が拡充され、現在、こどものある世帯に対する税制による所得再分配制度としては、EITC の他に Child Tax Credit (2001 年度より refundable)、HOPE (教育費控除)、Lifetime Learning Tax Credit (教育費控除)、扶養控除など (表 1) がある。すべての制度 (扶養控除を含め) には、Tapering による所得制限がある。

⁴ 「Welfare to Work (福祉から労働へ)」のモットーを掲げたクリントン政権においては、福祉依存 (welfare dependency) を助長するとの批判が多い AFDC (後に Temporary Assistance to Needy families: TANF) の代替政策として、勤労世帯を対象とする EITC が着目された。

⁵ 「該当する子」は、1 年のうち少なくとも 6 ヶ月 (養子の場合は 12 ヶ月) は納税者と同居していなければならない。

⁶ EITC を申請するには、納税者の利子、キャピタル・ゲイン、賃貸収入など非勤労所得が、\$2,350 以下でなければならない。

⁷ 世帯の中で 1 人以上納税者がいる場合、EITC の申請権は一番所得が高い人のみに与えられる。

⁸ 2000 年度は、推計値。U.S. House of Representatives, 2000.

⁹ Ibid.

¹⁰ USDHHS, 2000.

¹¹ US SSA, 2001.

¹² Ibid.

¹³ 「HH(Head of household)」はアメリカの税制において、独身であるが扶養者がいる場合に使われ、母子世帯などがその典型である。「独身(single)」に比べ、税制上に優遇されている。

¹⁴ 残りの 4 分の 1 は、「Married, Filing joint return (結婚しており、夫婦合わせて納税しているもの)」である。

¹⁵ 1990 年の EITC 参加率も、75%~90%と推測されており (Scholz, 1994)、AFDC の参加率 62~72%、フード・スタンプ参加率 54~66% (友に 1986 年と 1987 年) (Blank and Ruggles, 1993) に比べると、歴史的にみても EITC の参加率は高いといえる (Scholz, 1996)。

¹⁶ Tax Return は、一定の所得以下の低所得者は提出する必要がない。

¹⁷ しかし、カルフォルニアで行われた調査結果によると、AFDC/TANF から流れてきた母子世帯の補足率は 42-52%と推測されており、高いとは言えない。

¹⁸ IRS と GAO のデータによると、EITC における不正受給は IRS の所得税全体の不正受給の 5%に満たなく、その発生率も所得税の他の措置に比べ低い (Center on Budget and Policy Priorities, 1998)。

¹⁹ 1996 年の福祉改革では、「Welfare to Work」の旗本で TANF も大幅な改革がなされ、受給者の就労要件、生涯受給年数 5 年の制限などが設けられた。

²⁰ この問題は、ブッシュ大統領は「中流階級への料金支払い所 (Toll-gate to the middle class)」として問題視した (Ellwood & Blank 2001)。

²¹ 夫婦がそれぞれ働いていても、一世帯として所得を合わせて納税するしくみ。

²² Council of Economic Advisers は、大統領直属の機関である。

²³ Council of Economic Advisers (1998) "Good News for Low Income Families: Expansions in the Earned Income Tax Credit and the Minimum Wage," an Council of Economic Advisers White Paper (<http://clinton4.nara.gov/media/pdf/eitc.pdf>), Executive Summary.

²⁴ U.S. Census Bureau (2000) *Poverty in the United States 2000*, US Census Bureau, Washington D.C.. (<http://www.census.gov/hhes/www/poverty00.html>) Table A.

²⁵ Ellwood & Blank (2001)は、AFDC/TANF の受給がうち切られることによって、他のプログラムの「窓口」がなくなり、他のプログラムの現物給付を失うこととなるケースが多いとしている。

²⁶ TANF 開始後の貧困世帯 (子供と大人) のメディケイド加入率の低いことを懸念して、クリントン政権は、State Children's Health Insurance Program (CHIP)を導入し、貧困世帯の子供の医療保険加入を促している。

27 彼らの分析においては、AFDCは出産にポジティブに影響するが、それが意図する妊娠が増えるのか、中絶が減ることによる影響なのかは不明であった。また、AFDC受給者の単身母親のその後の妊娠率について、実験的プログラムの結果は健康に関するプログラムは妊娠率を低めるが、就労プログラム等では変化がない又は若干妊娠率を高める効果が認められている (Haaga&Moffitt, 1998)。

28 しんぐるまざあず・ふぉーらむが、2001年12月から2002年1月にかけて会員に行った郵送調査。有効回答数は183人。

29 『平成8年所得再分配調査』(8152世帯)のうち、母子世帯なのは104世帯である。ここでは、母子世帯の中で勤労所得がゼロ以上であったものの率。

30 『平成10年全国母子世帯等調査』では、就業中の38.3%が「臨時・パート」、50.7%が「常用・雇用者」となっている。また、しんぐるまざあず・ふぉーらむの調査では、正社員は約41%、パート・アルバイト・派遣が約52%であった。

31 しんぐるまざあず・ふぉーらむの調査では、「全額支給」が67%、「一部支給」が15%、「受給していない」が16%であった。しんぐるまざあず・ふぉーらむは、児童扶養手当の改正に反対の立場をとっているため、調査対象がその会員であることを考えると、児童扶養手当受給率が母子世帯の母集団よりも高い可能性がある。

図1 EITC Schedule

